

横須賀市難病対策地域協議会について

1 概 要

「難病の患者に対する医療等に関する法律」第 32 条において、設置に努めるよう規定されている協議会

- (1) 設置主体 保健所設置市
- (2) 目 的 難病の患者への支援の体制の整備を図るため。
- (3) 構 成 員 関係機関、関係団体、難病の患者及びその家族、難病の患者の医療、福祉、教育若しくは雇用に関連する職務に従事する者等。
- (4) 協議内容 関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における難病の患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

2 本市の対応

平成 28 年度から横須賀市難病対策地域協議会を設置した。

- (1) 構 成 員 難病専門医師
横須賀市医師会推薦医師
横三地域訪問看護ステーションの代表者
市内の地域包括支援センターの代表者
市内の障害者地域支援施設の代表者
市内の難病患者会の代表者
神奈川労働局職業対策課
市障害福祉課
市介護保険課
市健康増進課
市子ども給付課
市教育委員会支援教育課
- (2) 開催回数 原則として年度内に 1 回

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）（抜粋）

第 32 条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、単独で又は共同して、難病の患者への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに難病の患者及びその家族並びに難病の患者に対する医療又は難病の患者の福祉、教育若しくは雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される難病対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めるものとする。

2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における難病の患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。